

大分県公文書館所蔵『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』解題

橋 本 明

はじめに

わが国の精神病者の近代史は闇につつまれている。たかだか半世紀ほどまえに廃止された精神病患者監護法で処遇された患者たちの痕跡すらたどることが難しい。ところが、昭和初期の精神病者の生々しい実態を明らかにする資料として、平成15（2003）年冬に『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』が見出された。大分県公文書館が所蔵するこの綴と筆者との出会いはまったくの偶然であった。遭遇への伏線を担ったのは、大正7（1918）年に出された呉秀三・樫田五郎による論文「精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察」¹の精読である。そこから生じたいくつかの疑問点を解消すべく行った、全国47都道府県で規定されていたと考えられる「精神病患者監護法に関する施行・取扱手続」の調査が、大分県の当該資料へと導いたのである。その過程は既に他所²で述べたので割愛したい。

本論文は、『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』の全文書の解読を終了し、そのテキストをパソコン入力によりデジタル化した段階を経た現時点で、分析結果の一部を公表することを目的としている。従来ほとんど明らかにされてこなかった戦前の精神病者の歴史研究に、一条の光が当てられるものと信ずる。

I 『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』の成り立ちと構成

最初に、大分県の監置精神病者に関する綴の成立根拠を確認しておきたい。大前提として、明治33（1900）年3月に公布、同年7月に施行された精神病患者監護法がある。その内容（明治33年6月の内務省令第35号・精神病患者監護法施行規則も含めて）の柱は、①精神病者の監護義務者の設置とその順位（順に、後見人、配偶者、親権をおこなう父または母、戸主、親族会で選任した4親等

以内の親族)、②精神病者を監置できるのは監護義務者だけで、病者を私宅・病院などに監置するには、監護義務者は医師の診断書を添え、警察官署をへて地方長官に願い出て許可を得なくてはならない、③監護に要する費用は被監護者の負担で、被監護者にその能力がないときは扶養義務者の負担とする、といったことである。さらに同第9条³には公私立精神病院や私宅における患者監置が規定されている。ただし、ここでは原則だけが示され、監置の手續・方法の詳細は各道府県が独自に決めていた。大分県には明治33年7月に規定された「精神病者監護法取扱心得（訓令特第234号）」があり、ここで患者監置の具体的な手續が規定されている⁴。『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』は、この取扱心得に基づいて作成された文書の束と言ってよかろう。

この綴は五百数十枚からなる書類の束で、88の文書群から構成されている。本論文では88の文書群に『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』の目次に振り当てられた文書番号を付した。この番号は、昭和15年1月から始まって12月までで終わる文書の作成順にほぼ対応している（ごく一部の文書は昭和15年より前年あるいは後年に作成されている）。すなわち、綴の中では文書群1が最も早く作成され、文書群88が最後に作成されたものである。さらに、各文書群はほとんどの場合複数の文書から成っており、それらを区別するために、たとえば53番日に綴じられた文書群であれば、「53-a」「53-b」「53-c」というように各文書に綴じられた順にアルファベットを付した（ただし、ひとつの文書のみから成る文書群にもaを付している）。文書群の内訳は、「監置に関わる文書」（55件）、「厚生省関連の文書」（14件、うち2件は欠落）、「他府県からの文書」（19件）と大別できる。

以下では、これらの中から代表例を選んでその内容を検討していく。文書群の一覧は表1で示した。

表1 『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』を構成する文書群一覧

文書群	件名	分類
1	監置精神病者死亡届ノ件	監置
2	監置精神病者死亡届ノ件	監置
3	精神病者収容施設調査ノ件	厚生省
4	精神病者私宅監置許可ノ件	監置

5	監置精神病者死亡ノ件	監置
6	監置精神病者死亡ノ件	監置
7	監置精神病者死亡ノ件	監置
8	監置精神病者監置廃止届ノ件	監置
9	精神病者私立病院監置許可ノ件	監置
10	精神病院収容患者状況調ノ件	厚生省
11	精神病院収容患者状況調ノ件	厚生省
12	精神病院収容患者状況調ノ件	厚生省
13	精神病院収容患者状況調ノ件	厚生省
14	監置精神病者手配解除ノ件	他府県
15	精神病者私宅監置許可ニ関スル報告	監置
16	精神病者私宅監置許可ニ関スル件	監置
17	精神病者私宅監置許可ニ関スル件	監置
18	精神病者逃走手配解除ノ件	他府県
19	身元不詳精神病者手配ノ件	他府県
20	精神病者所在不明手配ノ件	他府県
21	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
22	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
23	監置精神病者逃走手配ノ件	他府県
24	監置精神病者所在不明手配ノ件	他府県
25	監置精神病者死亡ノ件	監置
26	監置精神病者死亡ノ件	監置
27	精神病者監置室使用許可ノ件	監置
28	精神病者監置室使用許可ノ件	監置
29	精神病者手配ノ件	他府県
30	精神病者手配ノ件	他府県
31	精神病者病院監置許可ノ件	監置
32	監置精神病者逃走ノ件	他府県
33	精神病者手配解除ノ件	他府県
34	精神病者手配ノ件	他府県
35	精神病者手配ノ件	他府県
36	精神病院収容患者状況調ノ件	厚生省
37	精神病院収容患者状況調ノ件	厚生省
38	精神病者住所異動ニ付監置室移転届ノ件	監置
39	監置精神病者逃走ノ件	他府県
40	精神病院収容患者状況調ノ件	厚生省
41	精神病者私立病院監置認可ノ件	監置
42	精神病者私立病院監置認可ノ件	監置

43	精神病者監護費ニ関スル調査等ニ関スル件	厚生省
44	監置精神病者死亡届ノ件	監置
45	精神病者病院監置許可ノ件	監置
46	精神病者病院監置許可ノ件	監置
47	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
48	精神病者監護義務者変更届出ノ件	監置
49	精神病者監置廃止届出ノ件	監置
50	精神病者死亡ニ関スル件	監置
51	精神病者監置廃止ノ件	監置
52	精神病者監置認可ノ件	監置
53	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
54	精神病者監置廃止ノ件	監置
55	精神病院収容患者月報ノ件	厚生省
56	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
57	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
58	監置精神病者逃走手配ノ件	他府県
59	監置精神病者逃走手配ノ件	他府県
60	精神病者私宅監置室使用許可ノ件	監置
61	精神病者私宅監置室竣工許可ノ件	監置
62	監置精神病者死亡ノ件	監置
63	監置精神病者死亡ノ件	監置
64	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
65	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
66	監置精神病者死亡ノ件	監置
67	精神病者私宅監置室廃止届ノ件	監置
68	監置精神病者死亡ノ件	監置
69	精神病者所在不明手配ノ件	他府県
70	精神病者監護法関係県令ノ件	厚生省
71	監置精神病者死亡ノ件	監置
72	精神病者監置室廃止ノ件	監置
73	精神病院収容患者月報ノ件	厚生省
74	精神病者私宅監置許可願	監置
75	公立及代用精神病院収容患者月報	厚生省
76	遺伝性精神疾患患者調査ノ件	厚生省
77	精神病者監置許可取下願	監置
78	監置精神病者逃走手配ノ件	他府県
79	精神病者私宅監置許可願	監置
80	精神病者私宅監置許可願	監置

81	監置精神病者死亡ノ件	監置
82	監置精神病者死亡ノ件	監置
83	監置精神病者死亡ノ件	監置
84	監置精神病者死亡ノ件	監置
85	精神病者私宅監置室竣工ノ件	監置
86	監置精神病者逃走手配ノ件	他府県
87	精神病者私宅監置許可ノ件	監置
88	精神病者私宅監置室ノ写真ノ件	厚生省

「件名」は『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』の日次に付けられているものである。「75」「76」は綴りからは欠落している。

Ⅱ 監置に関わる文書

まずは、これらの中から患者の「監置に関わる文書」と大別されたものから見ていきたい。監置に関わる文書は、①監置許可（31件、うち私宅監置23件、病院監置8件）、②監置患者死亡（18件、私宅監置のみ）、③監置廃止（6件、うち私宅監置3件、病院監置3件）に分類される。以下では、これらの文書を、1）監置許可（私宅監置）、2）監置許可（病院監置）、3）監置患者死亡、4）監置廃止（私宅監置）、5）監置廃止（病院監置）の5つに分類し、それぞれの代表事例を検討したい。なお、以下で示す文書のテキスト等は、『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』から読みとり、パソコンに入力したものである。その際、個人情報保護の観点から、住所・氏名などについては個人が特定できないよう配慮した。その他、文書取り扱い上の留意点は注の凡例⁵に示した。

1) 監置許可（私宅監置）

ここで取り上げる文書群53は、監置許可のうち私宅監置に関わる23件の文書群のうちの一つである。文書は「精神病者私宅監置許可ノ件伺」（53-a）、「精神病者私宅監置許可願ノ件」（53-b）、「精神病者私宅監置許可願」（53-c）、「同 別紙（精神病者私宅監置室構造仕様書など）」（53-d）、「診断書」（53-e）の5つからなっている。

文書の日付から、まず昭和15年7月3日に医師による診断書（53-e）が作成されている。次いで同年7月15日、監護義務者による私宅監置書類（53-cと53-

d) が作成され、これら文書（53-c、53-d、53-e）が管轄の佐伯警察署に提出されると、今度は8月3日、警察署長名で県知事宛に監置許可願（53-b）が出される。それを受けて、県警察部衛生課では県知事名で出される指令書（すなわち私宅監置の許可証）の立案文書（53-a）を8月12日に作成する、という流れである。最終的な県知事の指令書は監護義務者のもとにあるため、当然ながらここには綴じられていない。

以下では実際の文書（ゴシック体）でその作成のプロセスを見ておきたい。

53-e

診 断 書

本籍 大分県南海部郡〇〇村字〇〇

現住所大分県南海部郡〇〇村字〇〇

森 〇 〇 雄

明治 年 月 日生

一、病名 精神分裂病

二、原因 内因性精神病トセラル現時尚不明ナリ

三、既往歴生来著患ヲ知ラス本病発病以前ハ温良勤勉ナル青年ナリキ

四、発病当時ノ状況及ビ経過

発病ハ約七年前二週ル当時日蓮宗及ビ「キリスト」教ノ書物ヲ耽読シ数時間ノ長キニ亘リ合掌瞑目スルコト屢々アリシモ他人ニ信仰ヲ推メシコト無ク又只一回ヲ除キテハ神社仏閣ニ参詣セシコトナシ爾来漸次異常ナル挙動多クナリシモ昨年末ニハ一時諸症状軽快シテ所謂不完全寛解ノ状態ニ達シ本年六月末ニハ理由モナク突如他家ニ侵入シソノ家人ニ種々暴行ヲ加フルニ到レリ即チ元来生家ノ業ナル農業ヲ営ム傍ラ漁船ニ雇ハルルヲ例トセシガ遙ク遠方ニ赴キテ仕事ニ就クヤ数日ナラズシテ理由モナク仕事ヲ放棄シテ帰宅セシコト稀ナラズ遂ニハ全然仕事ヲナサズ又金銭ヲ浪費スルコト甚ダシ、時ニハ一日中舞ヒ又時ニハ戶外ニテ天空ヲ睨ミ居ル故父ガ屋内ニ伴ハントセシニ「オ父様貴方ニハアレガ判リマセヌカ」トテ空中ヲ指セルコトアリ即チ幻視アルノ証ナリ刺戟性ニシテ他人若シ自己ノ氣ニ添ハザルコトヲ云ハンカ即チ相手ヲ睨ミ付ケ又ハ周囲ニ唾液

ヲ吐キ散ス等ノコトアリ

長髪トナセシコトアリ又目下鼻下ニ髭ヲ蓄ヘタリ又自家ノト他家ノトノ區別ナク未熟ナル果物ノ生□レル果樹ヲ目茶苦茶ニ折リテ剪定セリト平然タリシコトアリ、然レドモ時ニ病識ヲ生ズルコトアリ「自分ノ病氣ハ治ラナイ諦メテクレ」ト涕泣スルコトアリ「自分ハ間モナク死ヌ」等云フコトアルモ自殺念慮又ハ自殺企図ハ認メラズ最近ハ一般ニ不関性無為茫然タルコト多カリシモ前述ノ如ク突如暴行ヲ働ケルコトアリ

五、現症

- (甲) 身体症状 諸所ニ疹癬発生セルモ他ニ特記スベキコトナシ
- (乙) 精神症状 検者ノ問ヒニ答ヘザルヲ以テ明カニ知り得ザルコト少カラザルモ概ネ次ノ如シ
 - (イ) 叡智界ニ於テハ幻覚存在スルガ如キモ意識清明了解良好ニシテ比較的ヨク反応ス妄想モ亦存在スルガ如シ
 - (ロ) 感情界ニ於テハ顔貌仮面状ニシテ表情空虚ナリ
 - (ハ) 意志界ニ於テハ姿勢強硬態度傲然緘黙ニシテ空笑アリ作業能力又ハ興味ヲ認メズ拒絶症アルモ著明ナラズ又珍稀ナル口髭ヲ有ス

六、予後及ビ考按

前述ノ如ク本病ノ原因ハ未ダ不明ナル故効果確實ナル原因療法未ダ存在セズ然レ共現今ノ進歩セル療法ヲ早期ニ於テ施ス時ハ大多数ニ於テ完全寛解ニ達セシメ得又何等治療ヲ行ハザル例ニ於テモ時ニ寛解ノ状態ニ達スルコトアリ幸ニ寛解ニ達スルモ再発ヲ来スコト屢々ニシテ若シ再発ヲ繰返シ又ハ長ク寛解ニ達セザル時ハ漸次高等感情鈍麻シ種々社会生活ニ適セザル行為アリ遂ニハ精神荒廢極度ニ達ス又本病者ハ妄想妄覚等ニ基キ突如トシテ他人ニ危害ヲ加フル等ノ如キ行為稀ナラズ本患者ノ如ク発病後既ニ数年ヲ経過セル例ニ於テハ各種ノ療法ヲ行フモ予後不良ニシテシカモ本例ノ如キ病型ハ經驗上早期ニ治療ヲ行フモ尚且ツ一般ニ予後不良ナリ

七、処置

本患者ハ精神症状快復ヲ望ムコト不可能ナルノミナラズ突発的ニ暴行ヲナスノ危険存在スル故精神病院ニ入院セシムルカ或ハ適當ナル方法ヲ以テ監置シ自他

ノ危険迷惑ヲ未然ニ防止セザルベカラズ

右診断候也

昭和拾五年七月三日

別府市朝見別府脳病院⁶

医師 西川 修⁷ 印

約7年前に「精神分裂病」を発症したと思われる患者について、突発的に暴行する危険があるので、精神病院に入院させるか、ほかの適当な方法で監置すべきであるというのが医師の判断である。もちろんこの患者の家族は、あらかじめ監置許可を期待して医師に診断書の作成を依頼したと思われる。以下の監護義務者が作成した文書に家族が監置を決意した理由として、家族や近隣住民に「不安恐怖ノ念ヲ与フル事甚大」であることがあげられている。

53-c

進達

精神病者監置許可願

本籍地 大分県南海部郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

現住所 本籍地ニ同

戸主 農業 〇蔵 長男森〇〇雄

明治四拾貳年参月壺日生

右ハ別紙医師診断ノ通り七年前ヨリ精神病ニ罹リ居リシニ最近ニ至リ病状頓ニ憎悪シ家人並ニ他人ニ対シ突発的ニ暴行ヲ働キ危害ヲ加ヘ且又自家ヤ他家ノ別ナク家具ヤ器物ヲ破壊スル等ノ事頻発スルニ至リシ為自家ハ勿論近隣ニ対シ不安恐怖ノ念ヲ与フル事甚大ニシテ近接隣家ノ如キハ夜間就寝ニ際シテハ数人ノ幼児ヲ引連レ遠隔ノ縁家ニ毎夜避難シ居ル実状ニシテ其ノ迷惑ナル事忍ブニ耐ヘズ扱テ監置ノ必要痛感セラレ候條御許可相成リ度医師診断書並ニ図面、監置室構造仕様書戸籍謄本相添及願候也

昭和拾五年七月十五日

右看護義務者⁸父森○○蔵 印

大分県知事

瀬 瀬 彌 三⁹ 殿

そして、文書53-cにあるように、監置室の仕様と図面が以下のように添付されている。また、食事献立表と衣類についても言及している。

53-d

精神病者私宅監置室構造仕様書

- 一。監置室ハ本家ニ近接シテ庭ノ一部ニ建設シ衛生上保安上支障ナキ設備ニテ間口九尺七寸五分奥行六尺五寸ニシテ六拾参平方尺ノ広アリ屋根ハ杉皮葺トス
- 二。材料ハ杉材四寸五分角ヲ土台トシ土台ノ下ハ堅固ナル石ヲ並べ腐敗ノ恐ナシ柱四寸五分角ヲ四方ニ使用シ三尺間毎ニ四寸角柱ヲ用ヒ尚三尺間ニハ三寸角ノ間柱ヲ各々二本宛使用シ周圍ハ正八分松板ヲ綿密ニ釘付トナシ釘ハ長サ四寸五分ヲ用ヒ先端ノ脱突セル部分ハ裏面ヨリ打曲アリ
- 三。床ハ地面ヨリ一尺五寸ノ高サニシテ根太ハ長サ六尺直径四寸五分ノ丸太ヲ横ニ二本用ヒ其上面ニ厚サ二寸五分幅三寸角長サ九尺ノ杉材ヲ縦ニ七本釘付トシ其ノ上面ニ厚サ正八分ノ松板ヲ綿密釘付シ畳ヲ一枚敷設シ有
- 四。天井ノ高サハ床面ヨリ八尺五寸ニシテ正八分松板張りナリ
- 五。出入口ハ高サ四尺巾一尺七寸ニシテ落蓋式トシ外部ヨリカンヌキ止トシ脱出ノ虞ナシ
- 六。窓ハ南北両面ニ設ケ床面ヨリ高サ三尺ニシテ窓ノ高サハ二尺幅六尺ノ格子窓ト成シ格子材ハ檜材ニテ厚サ二寸五分巾三寸八分ノ角材ヲ四寸間隔ニ使用シ換気採光ニ充分ナル設備ヲ施シタリ此ノ窓ヲ以テ差入口ニモ兼用ス
- 七。自殺ノ虞ナキ様紐類金属類陶器類等ノ差入ヲナサズ
- 八。便所ハ西南角ニ五寸角ノ穴ヲ明下便池ハ陶器製ノモノヲ掘込ミ下外部ヨリ汲取式ニ成シアリ

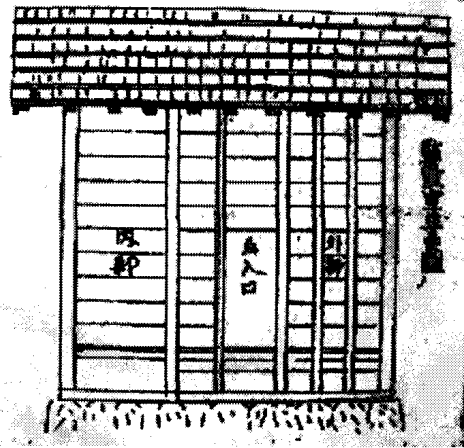
食事献立表

- 朝食 飯味噌汁漬物
- 昼食 飯焼魚類及野菜煮付
- 夕食 飯煮付物類ト漬物又ハ汁物
- 備考 一週一回ハ必ず入浴サセ衣類モ着替ヘサス

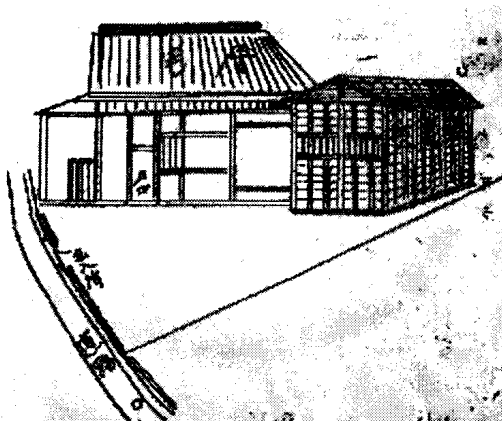
53-dに添付された4つの監置室図面



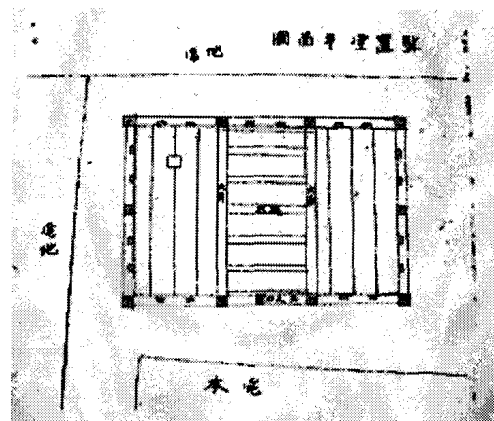
監置室断面図



監置室正面図



監置室と居宅と道路



監置室平面図

こうして監護義務者のほうで書類が整えられ、管轄の地元警察署で患者監置許可の手続きが行われる。以下の文書53-bから分かるように、警察では提出された書類をもとに調査を行い、「事実相違無ク監置ヲ要スルモノト認」めれば、今度は警察署から県知事に対して許可願が出される。

53-b

佐伯衛第七四六号

昭和十五年八月三日

佐伯警察署長

警部 木本右之助¹⁰ 印

大分県知事 額額彌三 殿

精神病者監置許可願ノ件

標記ノ件ニ関シ森〇〇蔵ヨリ別紙ノ通出願有之調査為スニ左記ノ通りニシテ事実相違無ク監置ヲ要スルモノト認候条御許可相成度此段及進達候也

記

一、被監置者

本籍 南海部郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

住所 本籍地ニ同ジ

戸主 農 〇蔵 長男

森 〇 〇 雄

明治四十二年三月一日生

二、看護義務者

本籍 南海部郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

住所 本籍ニ同ジ

森 〇 〇 蔵

明治九年十月二十日生

右看護義務者ハ添付戸籍謄本ノ通り被監置者ノ実父ニシテ精神病者監護法

第一条¹¹ニ依ル監護義務ノ第三順位ニ当リ監護義務者トシテ不都合ノ点ナシ

四¹²、監置ノ方法

私宅監置ナリ

五、被監置者ノ症状

本籍地ニ於テ出生ナシ実父母ニ養育セラレ尋常小学校卒業後家事手伝ナシ傍ラ各地ニ出稼ナシ。生来狭心者ニシテ宗教的読書熱アリ

二十五、六才頃結婚シニ、三年同棲女児ヲ儲タルモ一家不仲ノ為離別ナシタルニ依リ軽度ノ発作的ニ精神ニ異状ヲ来シタルモノニシテ其ノ後出稼等ニ出デル居ルモ永続性ナク時折雇主ニ無断ニテ帰宅ナシ数日間仕事モセズ寢床スルガ□如キ状態ハ過去六、七年間屢ナリ

特ニ一昨年七月頃ヨリ病状悪化家族注視中

本年五月頃ヨリ本人煙草ヲ好ム關係家人ノ隙ニ他家ノ煙草ヲ窃取シ少々吸ツテハ其俣放棄シ又ハ昼夜ヲ問ハズ他家ニ突然至リ乱暴々言及家具類ヲ破損セシメル等極度ノ精神異状ヲ来シタルモノニシテ看護、保護、公安、保持上監置ヲ必要ト認ム

六、監置室構造設備

監置室ハ自宅続キノ西南ニ位置スル宅地ニ設置ナスモノニシテ採光換気ノ設備ヲナシ衛生保安上支障ナク

其ノ構造設備ハ大正十二年五月二十六日付達衛第二五〇〇号¹³標準ニ準拠シ居リ不都合ナシ

七、医師診断書

事実相違ナク不都合ナシ

八、看護義務者ノ資産収入生活ノ状況

戸主○蔵ハ資産動不動産共ニ見積三千円位ニシテ生活ニハ支障ナク農漁村ニ於テハ中位ノ生計ヲ営ミ居ルモノナリ

以上

以下の文書53-aによれば、警察署から県に提出された書類をもとに警察部衛

生課は現地調査を行っている。その結果「(監護義務者の) 願書並ニ佐伯警察署長報告記載事項ニ相違ノ点ナク」、県知事に対して監置許可に関する指令書の下付の伺いをたてている。文書53-aの終わりの部分、「案」以下が指令書の文案であり、私宅監置の許可書類として監護義務者に手渡されるものの雛形と考えられる。

53-a

昭和十五年八月十四日交付 昭和十五年八月十四日 浄書 印 校合 印

昭和十五年八月十二日立案 警部補 佐藤文男 印

警察部長 印 衛生課長 印¹⁴ 課僚 印

衛生技師 印

精神病者私宅監置許可ノ件 伺

南海部郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

農 戸主 森 〇 〇 蔵

明治九年十月二十日生

右者ヨリ別紙ノ通精神病者長男森〇〇雄明治四十二年三月一日生ヲ私宅監置許可願出ニ付調査ヲ遂グルニ

願書並ニ佐伯警察署長報告記載事項ニ相違ノ点ナク

患者ハ昭和八年頃発病シタル精神分裂病ニシテ最近頓ニ病勢昂進シ火氣ヲ弄ビ暴行癖ヲ有シ監置スルニアラザレバ他ニ適當ノ方法ナキモノト認メラレ

監護義務者ハ患者ノ実父ニシテ資産動不動産ヲ合シ参千円位ヲ有シ村内中位ノ生計ヲ営ミ能力完全ニシテ監護義務遂行上不都合ノ点ナク監置室ハ監護義務者ノ住宅ニ接近シ杉皮葺平家建トスルモノニシテ換氣採光良ク県監置室設置標準ニ合致シ堅牢ニシテ破壊逃走ノ虞ナク監置上支障ノ点ヲ有セス

何レモ公益衛生上支障無之様被認且又佐伯警察署長意見ノ次第モ有之御許可ノ上左案ニ依リ願人ニ対シ指令書下付相成可然哉相伺候也

案

指令衛第五、四七三号

南海部郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

森 〇 〇 蔵

明治九年十月二十日生

昭和十五年七月十五日付願精神病者長男森〇〇雄明治四十二年三月一日生ヲ私
宅ニ監置ノ件許可ス

年 月 日

知 事 名

2) 監置許可（病院監置）

ここで取り上げる文書群9は、監置許可のうち病院監置に関わる8件の文書群のうちの一つである。文書は「精神病者私立病院内監置許可ノ件伺」（9-a）、「精神病者監置願ニ関スル件」（9-b）、「精神病者監置許可願」（9-c）、「診断書」（9-d）、「承諾書」（9-e）、「病院保護室ノ件」（9-f）の6つからなっている。

まずは、上述の私宅監置の許可関係の書類と同様に、文書の日付から監置のプロセスを概観したい。最初、昭和15年2月14日に医師による診断書（9-d）が作成されている。次いで翌2月15日の日付で、監護義務者による監置許可願（9-c）および診断書を作成した医師の経営する精神病院保護室への入院承諾書（9-e）と続く。これら文書（9-c、9-d、9-e）が管轄の大分警察署に提出され、2月28日、警察署長名で県知事宛に監置許可願（9-b）が出される。その後、病院保護室に関する県からの問い合わせに病院側が回答した電話メモが3月2日に入り（9-f）、3月4日に県の衛生課では県知事名で出される指令書の立案文書（9-a）を作成している。

以下、私宅監置の時と同様に、実際の文書（ゴシック体）で病院監置のプロセスを見ておきたい。

9-d

診断書

大分郡〇〇村大字〇〇

〇 邊 〇 雄

明治三十九年三月二十八日生

一、病名 精神分裂病

一、発病ノ時、患者ノ発病セルハ二十六歳ノ三月ナリ

一、既往症、生来壮健ニシテ著患ナク小学校卒業、学業成績ハ上位ナリシニ、二十六才ノ時三月妻ノ分娩ニ際シ心配セルタメ俄ニ精神異常ヲ呈シ無口トナリ拒食、嫌人症、閉居癖ヲ認メ茫然無為ナリシニ数ヶ月余ニシテ全治ノ状態トナリ家事ヲナスニ至レリ、然ルニ昭和十三年春頃ヨリ再ビ精神異常ヲ来シ殊ニ昭和十四年八月頃ニ至リ症状増進ヲ認メ仕事ヲ放棄シ被害妄想ヲ呈シ時々乱暴シ、器物或ハ戸硝子ヲ破壊シ又ハ妻子ヲ乱打スル事屢々ナリト云フ。

一、遺伝歴ニ就テ徴スヘキモノナシ。

一、本人歴。

「甲」 身体的症状、体格細長型ヲ呈シ栄養稍衰ヘ顔貌蒼白ナリ、胸腹部臓器ニ著患ナク膝蓋腱反射亢進ス。

「乙」 精神的症状、顔貌痴呆状ニシテ茫然トシ記憶力、判断力、及計算能力減退シ幻聴、妄想アリテ態度落付カス、時ニ興奮シ不眠トナリ食物ヲ拒絶シ薬物ノ服用ヲ拒ム。

一、断定。患者ハ上述記載ノ所見ヲ呈シ常ニ自己ノ幻覚、及妄想ニヨリ支配セラレ行動シ即チ自己ノ見解ニ反スルトキハ之ヲ敵視シ反抗シ暴行ヲ敢テナスヲ以テ其行動甚タ危険ナルニヨリ本症ノ軽快ニ至ルマデ当分ノ間監置ヲ要スヘキモノト診定ス

右及診断候也

大分市南新町

昭和十五年二月十四日 医師・医学博士 佐藤道雄¹⁵ 印

上記「精神分裂病」と診断された患者について、幻覚・妄想に支配され、暴行および危険行動あり、軽快するまで当分の間監置を要すると診断されている。以下は監護義務者による監置許可願で、大分脳病院（佐藤脳病院、院長・佐藤道雄）において監置したい旨が記されているが、ここではなぜ私宅ではな

くて病院に監置することになったかは書かれていない。

9-c

精神病者監置許可願

原籍大分郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

住所 全 上

戸主 竹細工業 ○ 邊 ○ 雄

明治三十九年三月二十八日生

一、看護義務者住所氏名

大分県大分郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

妻 ○ 邊 ○ ミ ヨ

明治四十四年八月十二日生

二、看護ノ方法及監置場所

大分市南新町 大分脳病院ニ監置ス

三、監置ヲ必要トスル事由

別紙医師ノ診断書ノ如ク発作的ニ暴行ヲナスタメ必要トス

右ノ通り精神病者監置致度候条御許可相成度此段及申請候也

昭和十五年二月十五日

右

看護義務者妻 ○ 邊 ○ ミ ヨ 印

大分県知事 額 額 彌 三 殿

以下の文書9-eは患者を受け入れる精神病院院長からの承諾書である。監置場所は当該病院の保護室「松室」とある。

9-e

承諾書

大分郡〇〇村大字〇〇

○ 邊 ○ 雄

明治三十九年三月二十八日生

右者昭和十五年二月十五日当病院保護病室「松室」ニ入院承諾候也

右

昭和十五年二月十五日

大分市南新町

医師・医学博士 佐藤道雄 印

次の大分警察署長から県知事に宛てた文書 9-b で、監護義務者の経済状態への言及がみられる。すなわち、わずかだが動産・不動産をもつ小作農で、さしあたって生計に苦しんでいるわけではない。だが、直接的な監置は病院に委託しており、最後では敢えて「私宅監置ニ非ズ」と書き添えている。

9-b

大衛第三四三号

昭和十五年二月二十八日

大分警察署長

地方警視 渡邊逸男¹⁶ 印

大分県知事 額 額 彌 三 殿

精神病者監置願ニ関スル件

本籍大分郡○○村大字○○○○番地

住所 同上

戸主○雄ノ妻

農業 ○ 邊 ○ ミ ヨ

明治四十四年八月十二日生

右之者ヨリノ通り精神病者監置願出有之調査候処事実左記ノ通り監置ノ必要被認候條御許可相成度此段及進達候也

記

一、願人ノ本籍住所氏名生年月日願書ノ通り

二、願面記載事項並添付書類事実相違ナシ

三、被監置者ノ本籍氏名生年月日

本籍 大分郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

戸主 ○ 邊 ○ 雄

明治三十九年三月二十八日生

四、監護義務者ハ精神病者監護法第一條ニ示ス被監置者○雄ノ配偶者

○ 邊 ○ ミ ヨ

明治四十四年八月十二日生

ニシテ資産トシテハ動産、不動産ヲ合シ僅ニ五百円位ヲ有スルモ小作農ヲ営ミ差当リ生計ニ窮シ居ラズ之ガ適當ノモノト認メラル然ルニ直接義務履行ハ監置ノ委託ヲ受ケ居ル

大分脳病院長

大分市南新町

佐 藤 道 雄

ニシテ別ニ監護上不都合ヲ醸スガ如キコトナシ

五、被監置者ノ経歴ハ本籍地ニ出生〇〇小学校尋常科卒業後大分逓信講習所ニ学ビ九ヶ月ノ其課程ヲ了ヘ而テ福岡県箱崎郵便局ヲ振出ニ篠栗、中間各郵便局ノ通信事務員ヲ経テ苦学ヲ志上京セシモ意ノ如クナラズ二十一歳ノ五月帰郷其後家庭ニ在リテ竹職ヲ営ミ昭和六年現配偶者○ミヨト結婚今日ニ及ブモノニシテ精神異状ノ病勢状態ハ最初昭和六年三月妻ノ分娩ニ際シ発作的精神異状ヲ来シタルモ約七ヶ月ニテ全ク常人ト違ザル様一度治癒セシモ更ニ昭和十三年四月之ガ再発ヲ見自宅ニ於テ加療中同年八月中旬ヨリ病勢昂進シ非監置精神病者ニ編入予テ視察中ノモノナリシガ本月上旬ヨリ著シク病勢募リ現ニ

妻 ○ ミ ヨ 及ビ

姪 ヨ ○ 子 (兄ノ娘)

同 ノ ○ 子

等ニ対シ暴行ヲ与ヘ又ハ兇器ヲ持シテ傷害ヲ加ヘントシ或ハ附近民有人家ニ放火セントスル等ヲ反覆シ極メテ危険ノ程度強ク監置スルニ非ザレバ到底監護不可能ノ状態ニ在リ其ノ症状ハ別紙医師診断書ノ通りナリ

六、監置ハ

大分市大字大分字南新町

二、五六五番地ノ一

医師 佐藤道雄 経営

ニ係ル大分脳病院保護病室「松室」ニテ私宅監置ニ非ズ

以上

次いで病院から県の警察部への回答メモが入る。

9-f

受信取扱者 佐藤警部補

受信月日時 三月二日午後三時五十分 発信取扱者 佐藤道雄

警察部長殿 報告者 大分脳病院長

病院保護室ノ件

本日電話御照会ニ係ル当病院保護室「松号」¹⁷ハ狂躁病監置室ニ有之候条及回答候也

県の警察部から院長の佐藤道雄にどのような照会がなされたのかは想像の域を出ないが、おそらく病院の保護室が「狂躁病」患者の監置に耐えうるような堅牢な構造かどうかを確認する意図があったのだろう。この最終的な確認を経て、以下のように県警察部の担当者から県知事宛てに病院監置を許可する指令書下付の伺いが出された。その中で、監護義務者である患者の妻は監護を履行する能力もあり、小作農を営んでおり経済上も監護は可能ではあるが、「家業遂行ノ都合上」患者の監護を病院に委託したと述べられている。つまり、本例は家庭の事情により精神病院への監置を委託しているに過ぎず、監護義務者は妻

のままである。一方、病院に監置された別の事例¹⁸では、家族構成や経済的な事情から精神病患者監護法第6条¹⁹が適用され、村長が監護義務者になっていることに注意したい。

9-a

昭和十五年三月六日決裁 昭和十五年三月六日施行 浄書 印 校合 印

昭和十五年三月四日立案 警部補 佐藤文男 印

警察部長 印 衛生課長 印 課僚 印

衛生技師 印

精神病患者私立病院内監置許可ノ件 伺

大分郡○○村大字○○○○番地

戸主○雄妻 ○ 邊 ○ ミ ヨ

右者ヨリ別紙ノ通り精神病患者夫○邊○雄明治三十九年三月二十八日生ノ私立病院監置室ニ監置許可願出有之調査スルニ

願書並添付書類記載事項相違ナク

患者ノ症状ハ別紙医師診断書並所轄大分警察署長報告ノ通精神分裂病ニシテ暴行性ヲ有シ火氣ヲ弄ブ等ノ行為多ク監置スルノ外適當ナル療養ノ方法無ク

監護義務者ハ患者ノ妻ニシテ能力完全資産僅少ナルモ小作農ヲ営ミ其ノ収入ニ依リ監護義務遂行上支障ナキモノト認メラルルモ家業遂行ノ都合上之レガ直接義務履行ヲ大分市大分脳病院長佐藤道雄ニ委託シ同人之レヲ承諾シ同病院内ニ監置セシトスルモノニシテ

監置室ハ大分脳病院内狂躁患者監置室「松室」ニシテ既ニ監置室トシテ許可シアルモノニシテ其ノ構造設備ハ大正十二年衛達第二、五〇〇号標準ニ準拠シヨリ堅牢ニシテ破壊逃走ノ虞ナク其ノ他公安並衛生保持上支障ナク

尚且所轄大分警察署長報告ノ次第モ有之候條御許可ノ上左案ニ依リ指令書下付相成可然哉相伺候也

案

指令衛第一、〇二〇号

大分郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

戸主〇雄妻 〇 邊 〇 ミ ヨ

明治四十四年八月十二日

昭和十五年二月十五日付願精神病者夫〇邊〇雄明治三十九年三月二十八日生ヲ

大分市大分脳病院「松号」保護室ニ監置ノ件許可ス

年 月 日

知 事 名

3) 監置患者死亡

ここで取り上げる文書群68は、監置患者死亡に関わる18件の文書群のうちのひとつである。文書は「監置精神病者死亡ノ件」(68-a)、「監置精神病者死亡届」(68-b)、「死亡診断書」(68-c)、「私宅監置許可証返納届」(68-d)、「指令書(私宅監置許可証)」(68-e)の5つからなっている。

文書の日付から、私宅監置患者が死亡した時の事務処理を概観したい。患者が死亡した昭和15年11月9日、まず死亡診断書が作成されている(68-c)。翌11月10日、死亡診断書とともに監護義務者による知事宛の死亡届(68-b)が管轄の佐伯警察署に出される。この際、監護義務者による私宅監置許可証返納届(68-d)と監護義務者が保持していた私宅監置の許可証(昭和11年7月20日付指令書)(68-e)が返納されている。これを受けて11月15日には佐伯警察署から知事宛の文書(68-a)で県警察部に患者死亡が報告されたのである。

以下に示す実際の文書(ゴシック体)で患者死亡時の事務処理を今一度追ってみたい。

68-c

死 亡 診 断 書

死亡者ノ氏名 〇 藤 〇 治

死亡者男女ノ別 男

死亡者ノ生レタル日 明治三十七年八月二日

死亡者ノ職業 ナシ
家計ノ主ナル職業 精米業
病 死 病 名 早発性痴呆
発 病 ノ 日 昭和二年八月
死 亡 ノ 時 昭和十五年十一月九日午前九時
死 亡 ノ 場 所 大分県南海部郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地
右 証 明 候 也

大分県南海部郡蒲江町

昭和十五年十一月九日 医師 御 手 洗 信 夫 印

この監置患者は生年月日から36歳で死亡していることになる。死亡診断書には死亡時刻が記載されており、死亡時に医師が立ち会っていたものと思われる。しかし、死後時間が経過してから医師が現場を訪れる場合には検案書²⁰が提出された。

以下は患者家族が作成した死亡届であるが、監護義務者の父が既に死亡しているため作成者（届出人）は母になっている。

68-b

監置精神病者死亡届

大分県南海部郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地

監置精神病者 〇 藤 〇 治

明治参拾七年八月貳日生

右昭和拾五年拾壹月九日午前九時死亡候條別紙死亡診断書相添工此段及御届候也

昭和拾五年拾壹月拾日

南海部郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地

届出人 実母

〇 藤 〇 サ 印

大分県知事

瀬 瀬 彌 三 殿

以下は私宅監置の許可証の返納届と許可証（指令書）そのものである。許可証にある私宅監置の許可日の昭和11年7月20日から換算して、およそ4年3ヶ月あまり監置されたのち死亡したことになる。

68-d

私宅監置許可証返納届

南海部郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地

〇 藤 〇 重

右者ニ対シ指令衛第五、七〇七号ヲ以テ昭和拾壹年六月一日付三男精神病者〇藤〇治私宅監置御許可相成居リ候処昭和拾五年拾壹月九日死亡致シ候条別紙許可証相添へ此段及返納届出候也

昭和拾五年拾壹月拾日

南海部郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地

故 〇 藤 〇 重 妻

〇 藤 〇 サ 印

大分県知事

瀬 瀬 彌 三 殿

68-e

指令衛第五、七〇七号

南海部郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地

〇 藤 〇 重

昭和十一年六月一日付願三男精神病者〇藤〇治私宅監置ノ件許可ス

昭和十一年七月二十日

大分県知事 白 松 篤 樹²¹ 印

以下は、県の警察部に佐伯警察署から知事宛で提出された患者死亡報告であ

る。文中にある「台帳削除相成可然哉」はスタンプで押されているもので、患者死亡に伴い、県の警察部および警察署におそらく備えられていた精神病患者台帳（名簿）²²からの患者氏名削除の伺いと考えられる。スタンプに連なる押印は、県の警察部の担当者がそれを確認したという意味であろう。

68-a

佐伯衛第一〇九二号

昭和拾五年拾壹月拾五日

佐伯警察署長

警察部長 印 警部 木本右之助 印

課僚 印

大分県知事 瀨 瀨 彌 三 殿

台帳削除相成可然哉 印

監置精神病患者死亡ノ件

大分県南海部郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地

〇 藤 〇 治

明治三十七年八月貳日生

右者監置精神病患者トシテ視察中ノ処本月九日午前九時死亡致シ候條関係書類添付此段及報告候也

4) 監置廃止（私宅監置）

ここで取り上げる文書群 8 は、監置廃止のうち私宅監置に関わる 3 件の文書群のうちの一つである。文書は「精神病患者監置廃止願ニ関スル件」（8-a）、「監置開放願」（8-b）、「診断書」（8-c）の 3 つからなっている。

文書の日付から、私宅監置廃止の事務処理を概観したい。まず、昭和15年2月14日に医師の診断書（8-c）が書かれ、2月20日に監護義務者による監置開放願（8-b）が作成された。これらの書類に基づいて、2月28日には三重警察署から知事宛の監置廃止の文書（8-a）が県警察部に出されている。

以下、私宅監置廃止の文書（ゴシック体）を順番に見ておく。

8 -c

診 断 書

住所大分県大野郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地ノ〇〇

村〇〇五郎長男

村 〇 〇 一

大正六年十月十五日生

一、病名 精神分離病

一、発病 昭和十四年三月

一、既往症 前記病名ノ許ニ昭和十四年四月以来監置療養中ノ処漸次良好ノ経過ヲ取り健康時ト異ナル事ナク温順トナリ又外出ヲ望マズ顔貌、挙動、等精神病者特有ノ状態ヲ呈セズ他人ニ対シ危害ヲ加フル等ノ恐れ全ク無キモノト認ム

一、処置 依ツテ監置開放可然モノト及診断候也

昭和拾五年弐月拾四日

大分県大野郡〇〇村

医師 堀 巽 印

一、右監護義務者 村 〇 〇 五 郎 印

「精神分離病」の患者の発病は昭和14年3月であるが、その後の経過はよく、「精神病者特有ノ状態」は示さず、他人に危害を及ぼす恐れが全くなく、監置開放可というのが医師の診断である。

以下は監護義務者から管轄の三重警察署に提出された監置開放願である。

8 -b

監置開放願

大分県大野郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地ノ〇〇

戸主〇五郎長男

村 〇 〇 一

大正六年十月十五日生

右ノ者昭和十四年五月三十日付監置願出許可ヲ受ケ監置候処別紙診断書ノ通全
治候ニ付開放仕度此段奉願候也

昭和十五年二月二十日

大分県大野郡〇〇村大字〇〇

〇〇番地ノ〇〇

村 〇 〇 五 郎

大分県知事 瀨瀨彌三殿

最後に、以下が三重警察署長から県警察部に出された知事宛の監置廃止の文書である。文中の「台帳削除相成可然哉」は既に見た患者死亡の文書68-aと同様にスタンプで押されているもので、精神病患者台帳から当該患者の削除を確認するものであろう。なお、文書群8には、監置廃止に伴う私宅監置許可証（指令書）の返納が行われていない。そもそも返納がなかったのか、返納があったものの後に文書群から欠落してしまったのかは不明である。

8-a

三衛第四一号

昭和十五年二月二十八日

三重警察署長 印

衛生課長 印

課僚 印

大分県知事 瀨瀨彌三殿

衛生技師 印

精神病患者監置廃止願ニ関スル件

大野郡〇〇村大字〇〇 〇〇ノ〇〇

台帳削除相成可然哉 村 〇 〇 五 郎

右ノ者ヨリ別紙ノ通り監置精神病患者村〇〇一二対シ監置廃止願出ニヨリ調査
スルニ願書並添付書ノ事実相違無之候条及進達候也

5) 監置廃止 (病院監置)

ここで取り上げる文書群54は、監置廃止のうち病院監置に関わる3件の文書群のうちの一つである。また、文書群54で扱っている患者は、上記の監置許可(病院監置)に関わる文書群9と同じ患者である。文書は「監置精神病者監置廃止ノ件」(54-a)、「精神病監置者全治届」(54-b)、「退院届」(54-c)、「診断書」(54-d)、「紛失届」(54-e)、「始末書」(54-f)の6つからなっている。

文書の日付から病院監置の廃止のプロセスを概観したい。まず、昭和15年5月23日の日付で、患者を監置している精神病院で退院届(54-c)と診断書(54-d)を作成している。次いで7月22日に、監護義務者から大分警察署に知事宛の精神病監置者全治届(54-b)が提出された。恐らく大分警察署から県警察部に監置廃止の書類を送付する段階で、監置許可証(指令書)が監護義務者より返納されていないことが発覚したと思われる。ところが、監護義務者は監置許可証を紛失しており、8月16日に紛失届(54-e)および始末書(54-f)を大分警察署に提出している。そして、8月20日付で大分警察署から県知事宛てに監置廃止の文書(54-a)が提出された。

以下、病院監置廃止の文書(ゴシック体)を順番に検討したい。

54-c

退 院 届

退 去 年 月 日	退 去 場 所	予 後	患 者 氏 名
昭和十五年五月二十三日	大分郡○○村大字○○	全 治	○ 辺 政 ○

右退院候間此段及御届候也

昭和十五年五月二十三日

大分市南新町

佐 藤 脳 病 院

医師・医学博士 佐 藤 道 雄 印

54-d

診断書

大分郡〇〇村大字〇〇

○ 邊 政 ○

明治三十九年三月二十八日生

右者精神分裂病ニ罹リ精神異常ヲ呈シ幻覚及被害妄想アリテ時々興奮シ粗暴トナリ自他共危険ニ付キ昭和十五年一月十六日当院ニ入院治療ヲ加ヘタルニ症状逐日佳良トナリ五月二十三日全治退院ス

右及診断候也

右

昭和十五年五月二十三日 大分市南新町

医師・医学博士 佐藤道雄 印

上記の二つの文書によれば5月23日に退院しており、この段階で監置は廃止され、自宅に戻っている。しかし、監護義務者が大分警察署に精神病監置者全治届を出したのは、それから約2ヵ月後である。

54-b

進達

精神病監置者全治届

原籍大分県大分郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

住所 全 上

精神病者 竹細工業

○ 辺 政 ○

明治三十九年三月廿八日生

住所 全 上

戸主 政〇ノ妻

看護義務者 ○ 辺 ○ ミ ヨ

当 三 十 年

右者当庁ノ許可ヲ受ケ大分市南新町大分脳病院ニ監置致置候処精神病治癒シ監置ノ必要無之二至リ候条此段及御届候也

昭和十五年七月二十二日

右

看護義務者 ○ 辺 ○ ミ ヨ 印

大分県知事 纈 纈 彌 三 殿

しかし、本来ならこの全治届とともに警察署に返納することになっていた監置許可証（指令書）が見つからず、以下の紛失届と始末書の作成に至った。紛失したのは監護義務者本人ではなく、その許可証を預けてあった夫（患者）の兄である旨書かれている。

54-e

紛 失 届

大分郡○○村大字○○○○番地

戸主政○妻

○ 辺 ○ ミ ヨ

明治四十四年八月十二日生

一、精神病者監置ノ許可指令書

指令衛第一〇二〇号

昭和十五年三月六日附

右者○○○辺○吉ニ保管方依頼中ノ処本年六月廿五日頃全人ガ紛失致シタルモノデ有マス

昭和十五年八月十六日

右

○ 辺 ○ ミ ヨ

大分警察署長殿

54-f

始末書

大分郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

戸主政〇ノ妻

〇 辺 〇 ミ ヨ

当 三 十 年

一、私ハ〇辺政〇ノ妻デ有マス処ガ夫政〇ハ本年三月上旬頃カラ精神ニ異常ヲ来タシタノデ

昭和十五年三月六日附指令衛第一〇二〇号ヲ以テ監置ノ許可証ノ交付ヲ受ケテ居リマシタガ其ノ許可証ヲ夫ノ兄〇辺〇吉ニ預ケ居リタル処全人ガ紛失致シタモノデ今般廃止届出ニ対シ添付不能トナツタモノデ有マス

以上ノ通りデ有マシテ大切ナ許可証ヲ人ニ預ケテ紛失サセタ事ハ誠ニ申訳有マセン今後ハ充分注意シテ再ビ不都合ノ事ノナキ様ニ致シマスカラ今回ニ限り御寛大ノ御処置ヲ願上マス

昭和十五年八月十六日

右

〇 辺 〇 ミ ヨ 印

大分警察署長殿

最後に8月20日付で大分警察署から以上の文書を添えて県知事宛てに監置廃止の文書が提出された。これまでの患者死亡や監置廃止の文書と同様に文中に「台帳削除相成可然哉」が書き加えられているが、ここではスタンプではない。

54-a

大衛一、六二一号

昭和十五年八月二十日

大 分 警 察 署 長

地方警視 小 林 明 治²³ 印

衛生課長 印 課僚 印
大分県知事 纈 纈 彌 三 殿

一、台帳 削除相成可然哉 印

監置精神病者監置廃止ノ件

大分県大分郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

精神病者 〇 邊 政 〇

明治三十九年三月二十八日生

右ノ者ニ係ル標記ノ件ニ関シ妻〇ミヨヨリ別紙ノ通り届出有之調査候処届書記
載ノ通り相違無之監置廃止候條此段及進達候也

6) 監置患者の統計的観察

ここでは、『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』の監置患者の事例から、数量的に処理できる部分を取り出して、ごく簡単な統計量を示したい。

監置に関する文書群は55件であったが、扱われている患者数は55人ではない。患者の一覧は表2（『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』から読み取ることができる患者の動向）に示した。それによると、監置許可に関わる患者は23人（男19、女4）、監置中に死亡した患者は18人（男16、女2）である。監置廃止の患者は6人（男5、性別不明1）だが、このうち4人は監置許可あるいは死亡事例と同一患者となっている。また、この一覧からわかるように、文書群の種類（監置許可、死亡、廃止）によって得ることができる情報が異なっており、各文書から得た情報を使い分けながらまとめた結果を報告したい。

まず、発病年齢を年代別に見ると20歳代以前に集中し（図1）、診断名は表2の患者一覧にあるように、統合失調症圏が半数以上を占めている。この患者たちが監置され始めた年齢は20歳代から30歳代が中心で、監置開始の平均は32歳となる（図2）。さらに「発病から監置までの年数」では「1年から5年」にピークがある（図3）一方で、発病から監置までの年数が長い患者もいるので、平均すると6年8ヶ月となる。次に監置中に死亡した時の年齢のピークは30歳代で、次いで50歳代以上となっており（図4）、平均すると39歳となる²⁴。監置には病院監置と私宅監置とがあるが、『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』の

表2 『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』から読み取ることができる患者の動向

文書群	文書件名	分類	備考	性別	生年	監置許可(施行)	監置開始年令	発病
4	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	男	1902	1940.2.7	37	1935.2.1
9	精神病者私立病院監置許可ノ件	許可	<病院>	男	1906	1940.3.6	33	1932.3.2
16	精神病者私宅監置許可ニ関スル件	許可	<私宅>	男	1893	1940.2.7	46	1922.10.1
17	精神病者私宅監置許可ニ関スル件	許可	<私宅>	男	1909	1940.4.4	30	1939.5.1
21	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	男	1916	1940.4.12	23	1932.3.1
22	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	女	1907	1940.4.17	32	1930.8.1
31	精神病者病院監置許可ノ件	許可	<病院>	男	1913	1940.5.17	26	1938.11.20
41	精神病者私立病院監置認可ノ件	許可	<病院>	男	1909	1940.7.3	31	1938.4.8
42	精神病者私立病院監置認可ノ件	許可	<病院>	男	1911	1940.7.3	28	1940.3.8
45	精神病者病院監置許可ノ件	許可	<病院>	男	1923	1940.7.16	16	1938.9.1
46	精神病者病院監置許可ノ件	許可	<病院>	男	1912	1940.7.16	28	1940.2.20
47	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	男	1894	1940.7.16	46	1935.11.30
52	精神病者監置認可ノ件	許可	<病院>	男	1920	1940.8.15	20	1940.7.2
53	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	男	1909	1940.8.14	31	?
56	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	女	1911	1940.9.12	29	1938.6.1
57	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	男	1921	1940.9.13	19	1940.4.10
64	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	女	1894	1940.2.7	45	1914.4.1
65	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	男	1876	1940.10.19	64	1931.5.1
74	精神病者私宅監置許可願	許可	<私宅>	女	1911	1940.10.31	29	1935.11.20
77	(精神病者監置許可取下願)	(許可)	<病院>取下げ→死亡	(男)	1889			1940.5.20
79	精神病者私宅監置許可願	許可	<私宅>	男	1912	1940.11.27	28	1932.6.1
80	精神病者私宅監置許可願	許可	<私宅>	男	1898	1940.11.27	42	1921.2.5
80	精神病者私宅監置許可願	許可	<私宅>	男	1903	1940.11.27	37	1925.3.30
87	精神病者私宅監置許可ノ件	許可	<私宅>	男	1923	1940.12.1	17	1940.7.10
ave.32								
1	監置精神病者死亡届ノ件	死亡	<私宅>	男	1877	?		
2	監置精神病者死亡届ノ件	死亡	<私宅>	男	1909	?		
5	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1910	1933.5.25		
6	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1866	?		
7	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1897	?		
25	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1909	1939.7.4		
26	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1912	?		
44	監置精神病者死亡届ノ件	死亡	<私宅>	男	1910	1930.8.22		
50	精神病者死亡ニ関スル件	死亡	<私宅>	女	1894	1927.1.7		
62	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1921	?		
63	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1890	1929.7.26		
66	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1904	1936.12.27		
68	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1904	1936.7.20		
71	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1912	1938.2.14		
81	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1912	1938.6.1		
82	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1914	?		
83	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	男	1890	?		
84	監置精神病者死亡ノ件	死亡	<私宅>	女	1874	1932.5.17		
8	監置精神病者監置廃止届ノ件	廃止	<私宅>	男	1917	1939.4.1	22	1939.3.1
49	精神病者監置廃止届出ノ件	廃止	<私宅>	不明	1894	?	?	?
51	精神病者監置廃止ノ件	廃止	31と同一患者<病院>	男	1913	1940.5.17	26	1938.11.20
54	精神病者監置廃止ノ件	廃止	9と同一患者<病院>	男	1906	1940.3.6	33	1932.3.28
67	(精神病者私宅監置室廃止届ノ件)	(廃止)	66と同一患者<私宅>	(男)	1904	1936.12.27		
72	精神病者監置室廃止ノ件	廃止	52と同一患者<病院>	男	1920	1940.8.14	20	?

ケースに関する注意事項

患者の生年月日は判明しているが、ここでは生年のみ示している。

監置許可に関する文書群は31件あるが、監置許可で扱っている患者は計23人である。「監置室竣工許可」といった文書群は他の文書群の同じ患者に関わるもので、上記の表では省略している。

監置患者死亡に関する文書群は18件あり、扱っている患者も18人である。

監置廃止に関する文書群は6件あり、うち4件は上記の表の許可・死亡と同一の患者に関わるものである。

77(分類：許可)は病院監置許可を申請後、取下げ、さらに死亡したケース。監置には至っていないため、平均値などの統計量には算入していない。

80(分類：許可)は二人の兄弟を扱っている。

67(分類：廃止)は、66(分類：死亡)と同じケース。患者死亡と同時に監置廃止の書類が作成されたと思われるが、通例「廃止」は監置開放を意味していた。したがって、67は66に含めることとし、「監置から廃止まで」の期間の平均値には算入していない。

大分県公文書館所蔵『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』解題

発病年令	発病から監置まで(day)	病名	監置廃止	監置から廃止まで(day)	死亡日	死亡時年令	監置から死亡まで(day)	死亡の理由
32	1832	躁鬱病						
26	2900	精神分裂病						
29	6338	麻痺性痴呆						
29	339	早発性痴呆						
15	2951	精神分離症						
23	3547	躁鬱病						
25	544	精神分裂病						
29	817	精神乖離症						
28	117	症候性精神病						
14	684	精神分裂症						
27	147	精神分裂病						
41	1690	発作性心神喪失症						
20	44	精神分裂病						
?	?	精神分裂病						
27	834	躁鬱病(躁狂)						
19	156	早発性痴呆						
19	9443	躁病						
55	3459	偏執狂						
24	1807	精神乖離症(破瓜病)						
		麻痺性痴呆		監置に至らず	1940.10.30			麻痺性痴呆
19	3101	躁鬱病						
23	7235	早発性痴呆						
22	5721	早発性痴呆						
17	144	発作性精神異常 憂鬱症						
ave.26 ave.2448 (6y8m)					1939.12.11	62		感冒症
					1940.1.12	30		早発痴呆
					1940.2.4	29	2446	早発痴呆兼胃腸カタル
					1940.2.4	73		脳溢血症
					1940.2.19	42		急性腎臓炎
					1940.3.26	30	266	慢性偏執病
					1940.4.10	27		麻痺性痴呆
					1940.7.3	30	3603	胃腸カタル
					1940.7.30	46	4953	精神病による全身衰弱
					1940.9.8	19		脳炎後遺神経症
					1940.9.17	50	4071	精神分裂病
					1940.10.26	35	1399	心臓病
					1940.11.9	36	1573	早発性痴呆
					1940.9.24	28	953	ハクリ
					1940.11.26	28	909	躁暴狂
					1940.11.18	26		心臓麻痺
					1940.12.7	50		早発性痴呆
					1940.12.12	66	3131	躁鬱病
					ave.39 ave.2330 (6y4m)			
21	31	精神分離病	1940.2.28	333				
?	?	躁病	1940.7.15	?				
25	544	精神分裂病	1940.8.8	83				
26	2900	精神分裂病	1940.8.20	167				
					1940.10.26	35	1399	心臓病
?	?	精神分裂病	1940.11.5	83				
ave.167								

その他、統計処理上の注意事項

日付まではっきりしないものは、各月の1日として計算している。

監置許可と実際の監置開始には若干のズレがあるが、原則として書類上の監置許可日を採用した。

監置廃止は所轄警察署による県への届出日を採用した。

発病時期が不明のもので、発病年齢の記載があるものは、発病年月日を推定した。

死亡18事例はすべて私宅監置である。なお、表2によれば死亡の理由はすべて病死で、病名として半数以上が精神疾患となっている。さらに、私宅監置されてから死亡するまでの年数をみると「1～5年」にピークがあり、平均すると6年4ヶ月である（図5）。監置廃止は少ないが、いずれも監置開始から廃止まで1年未満である。

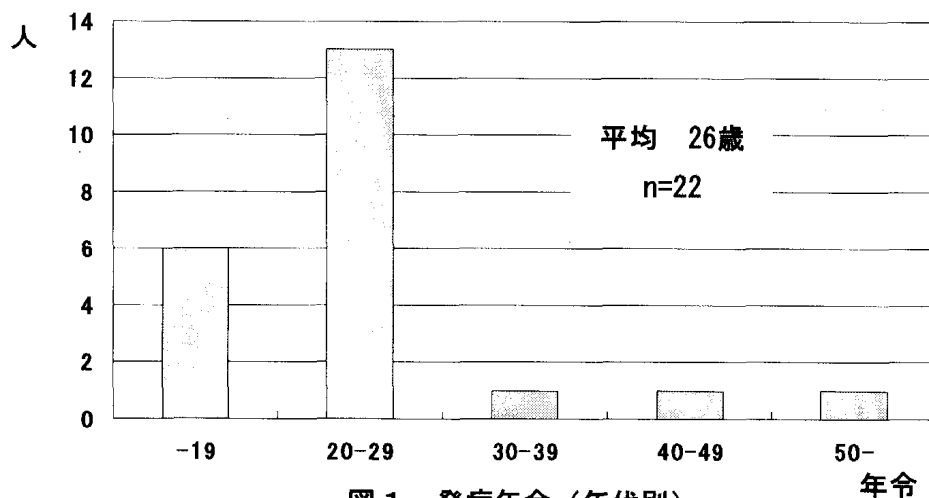


図1 発病年令（年代別）

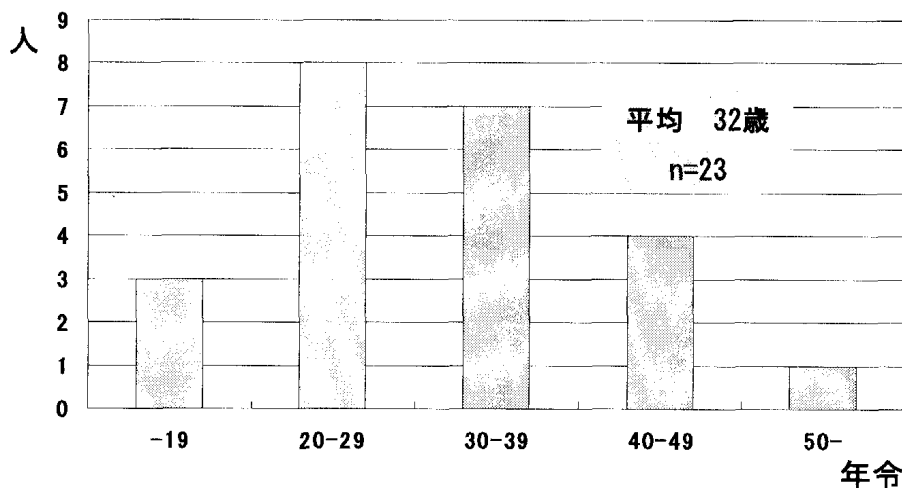


図2 監置開始年令（年代別）

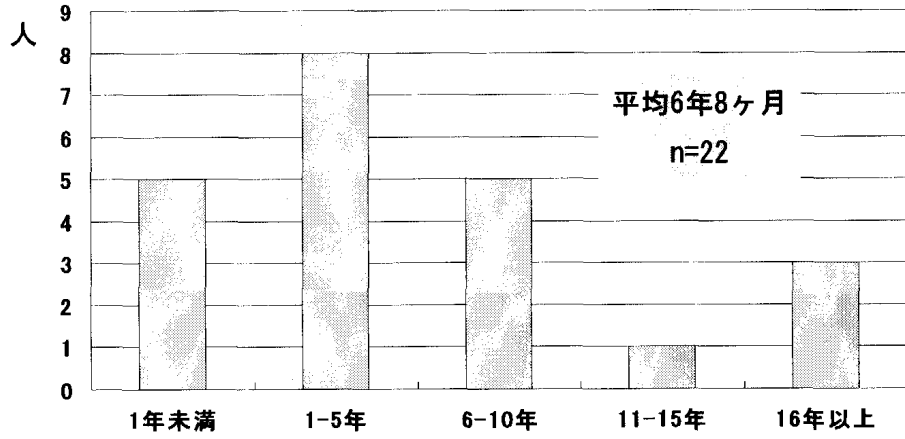


図3 発病から監置までの年数

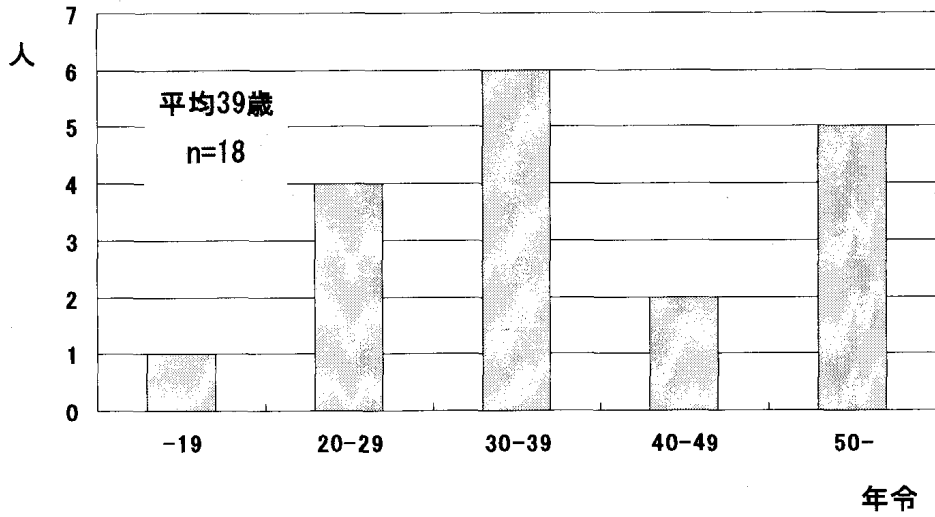


図4 私宅監置中に死亡した年令

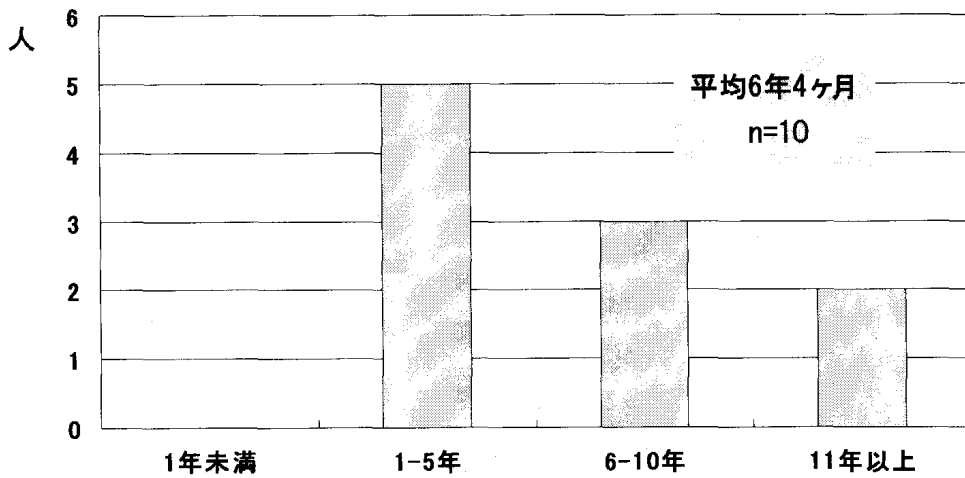


図5 私宅監置から死亡までの年数

『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』は1年間のみを扱っているのですが、必ずしも一人一人の患者の転帰を追うことができないが、これまでの結果をかなり強引につなぎ合わせて監置患者の平均像を示すと次のようになる。すなわち、26歳で発病し、約6年後の32歳で監置される。おもに家庭の事情に応じて、病院か私宅監置かが選択され、そして、私宅監置については、監置から約7年後の39歳で死亡する。病院監置については、昭和15年だけの結果だが、死亡例はない。また、病院および私宅の両方について、少数ではあるが回復し、監置が廃止された例も見られる、となる。

監置患者に関する文書は以上である。次に『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』にあるその他の文書について紹介したい。

Ⅲ 厚生省関連の文書

厚生省に関わる文書は、厚生省から県に対する患者統計の調査依頼と県からの回答（案）、また、主に月報の形で厚生省から大分県に送付された全国統計などから構成されている。以下、代表例を挙げてみたい。

1) 厚生省関係の文書・患者統計（調査依頼とその回答）

文書群3は、県内にあるすべての精神病患者収容施設の状況を厚生省に報告した時の文書である。具体的には「精神病患者収容施設調査ノ件厚生大臣宛進達案伺」（3-a）、「同 別表」（3-b）、「精神病患者収容施設調査ノ件」（3-c）、「同 別表様式」（3-d）、「精神病患者収容施設調査ノ件」（3-e）、「精神病患者収容施設調査ノ件」（3-f）、「精神病患者収容施設調査ノ件」（3-g）の7つからなっている。

文書の日付から、まず厚生省予防局から昭和14年12月23日付で大分県をはじめとする全国の庁府県長官宛てに、精神病患者収容施設調査の依頼文書（3-c）が別表様式（3-d）とともに出された。次いで翌昭和15年1月10日に、大分県警察部長から管内に精神病患者収容施設（この場合は精神病院）が存在する大分警察署と別府警察署宛てに調査依頼の文書（3-e）が送付される。これを受けて大分警察署は1月16日付文書（3-f）で市内の佐藤脳病院に現在収容人員11人

と、別府警察署は1月22日付文書(3-g)で市内の別府脳病院に現在収容人員46人と報告している。そして、これらの結果をまとめて県警察部では1月25日に厚生大臣への回答文書案(3-a)とその別表(3-b)を作成している。この県が作成した文書には、精神病院の患者統計に加えて、公立監置室(恐らく大分市上野にあった大分市有監置室と思われる)に2人および私宅監置に159人の患者がいることを報告している。後に発行された厚生省予防局の『昭和十五年一月一日現在 精神病者収容施設調査』は、以上の結果を反映したものである。

以下では文書群3のうち、厚生省予防局から大分県に送付された文書(3-c)、および大分県から厚生省への回答の文書案(3-a)のみを示し、あとは省略する。

3-c

衛生課

予乙発第二三号 警察部主管

昭和十四年十二月廿三日

厚生省予防局長 印

衛生課長 印 課僚 印

庁 府 県 長 官 殿

—²⁵、例文ニ依リ別表□□各警察署長ニ調査方示達相成可然哉 印

精神病者収容施設調査ノ件

貴管下ニ於ケル標記ノ件別表様式ニ依リ昭和十五年一月一日現在ヲ以テ御調査ノ上来ル三月三十一日迄ニ御報告相煩度

3-a

昭和十五年一月三十一日決裁 昭和十五年一月三十一日施行 浄書 印 校合 印

昭和十五年一月二十五日立案 警部補 佐藤文男 印

警察部長 印 衛生課長 印 課僚 印

精神病者収容施設調査ノ件厚生大臣宛進達案伺

案 一、昭和十五年六月二十九日予発第二七号ヲ以テ

再提出方□□アリ 十五、七、五 再提出 印

大衛第五九号

年 月 日

大分県知事 額 額 彌 三

厚生大臣 吉田茂²⁶殿宛

精神病者収容施設調査ノ件

昭和十四年十二月二十三日付予乙第二三号ヲ以テ示達相成候首標ノ件別表ノ通
二有之候條此段及進達候也

上記文書3-aの文中の「案 一」以下の2行は後に書き加えられたものである。「昭和十五年六月二十九日予発第二七号」は、文書43-bである。厚生省で火災があり、文書焼失が再提出の理由である²⁷。

2) 厚生省関連の文書・患者統計（調査報告）

文書群40は月報のかたちで厚生省予防局から大分県に送付された精神病院の収容患者状況調査の一つである。これには各道府県の公立および代用病院に収容されている毎月の患者数、退院者数、死亡者数を一覽で示している。ただし、大分県にはこの種の病院がなかったため、一覽の患者数は常にゼロである。文書群40は、「精神病院収容患者状況調送付ノ件」（40-a）と「同 別紙（昭和十五年三月分 精神病院収容患者状況調）」（40-b）からなっている。

以下は一覽表（40-b）を除いた厚生省から大分県に送付された文書（40-a）である。

40-a

予発第三〇五号

昭和十五年六月十八日

厚生省予防局優生課長

衛生課長 印

課僚 印

庁府県警察部長殿

供 覧

精神病院収容患者状況調送付ノ件

昭和十五年三月分精神病院収容患者状況取纏メタルニ別紙ノ通二有之候條為参考及送附候

3) 厚生省関連の文書・私宅監置の写真の件

文書群88は精神病者私宅監置室の写真に関するもので、この中で厚生省は精神病者監護法および精神病院法改正の資料として「私宅監置室中収容施設最モ不良ナルモノ」の写真送付を各府県に依頼している。大分県は私宅監置室の写真2枚と公立監置室(市有監置室、大分市上野)の写真3枚を用意している。こうして全国から厚生省に集められたと考えられる写真の所在は明らかになっていない。

文書群88の構成は、昭和15年12月17日に厚生省予防局優生課長から出された文書「精神病者私宅監置室ノ写真送付方依頼ノ件」(88-a)、およびこれに応じて翌昭和16年1月9日に県で立案された文書「精神病者私宅監置室ノ写真送付ノ件伺案」(88-b)とこれに添付された「同 写真(大分市市有監置室および私宅監置室の写真)」(88-c)である。以下、この順に紹介したい。

88-a

予乙発第七号

昭和十五年十二月十七日

厚生省予防局優生課長 印

衛生課長 印

課僚 印

印

庁府県警察部長殿

一、大分県□□□□□□□□相成可然ヤ

□□□□□送付 印

精神病患者私宅監置室ノ写真送付方依頼ノ件

精神病院法、精神病患者監護法改正ノ資料ト致度候條乍御手数貴管下ニ於ケル精神病患者ノ私宅監置室中収容施設最モ不良ナルモノ並ニ私宅監置以前ノ収容所、保養所其ノ他特殊ノ写真撮影ノ上至急御送付相煩度右及御依頼候

上記の文中の「一」以下の2行は後から書き加えられたものである（字が薄くてほとんど判読不能）。

88-b

昭和 年 月 日交付 昭和 年 月 日 浄書 校合

昭和十六年一月九日立案 警部補 藤原一男 印

警察部長 衛生課長 印 課僚 印

精神病患者私宅監置室ノ写真送付ノ件 伺案

案

衛第八〇六〇号

昭和十六年一月十一日

部 長 名

厚生省予防局

優 生 課 長 宛

精神病患者私宅監置室ノ写真送付ノ件

昭和十五年十二月十七日付予乙発第七号ヲ以テ御照会相成ル標記ノ件ニ関シテハ別添ノ通り有之候条此段及進達候也

尚本県ニ於テハ私宅監置以前ノ収容所並保養所等無之二付申添候

88-c

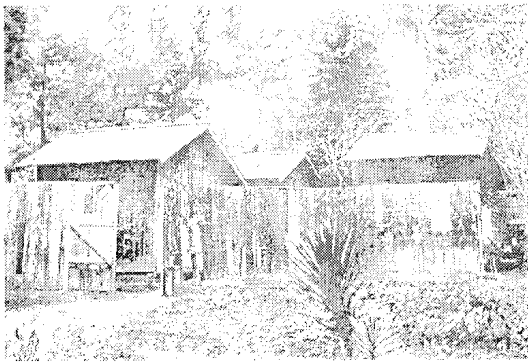
一、大分市上野

市有監置室 3 枚

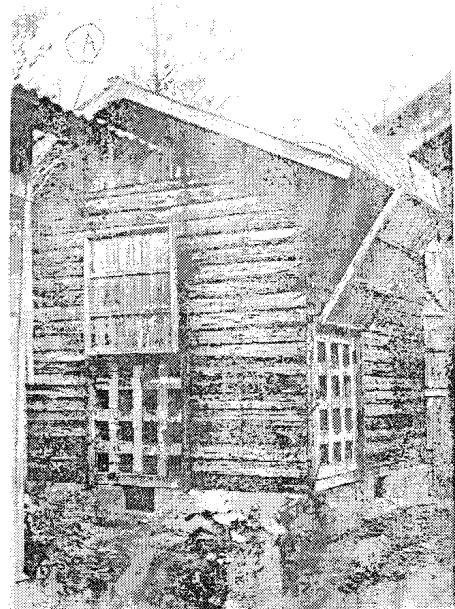
二、大分市〇〇町

〇 〇 私宅 2 枚

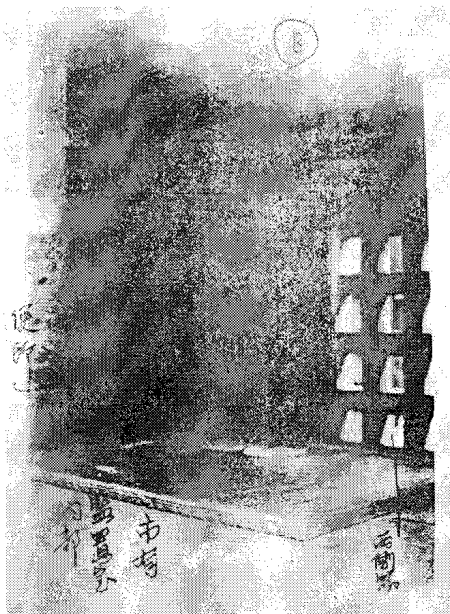
88-c に添付された5つの写真



市有監置室三棟全景



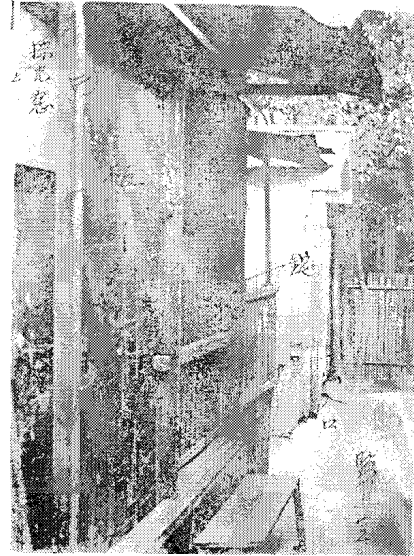
市有監置室（手前右が南側窓）



市有監置室内部（右に西側窓）



私宅監置室（内部二坪半）



私宅監置室

（左の写真にみえる通路を奥に進んで撮影したものか）

IV 他府県からの文書

各府県から大分県に送付された文書群のほとんどは、知事または警察部長から出された逃走手配（15件）およびその解除（3件）に関わるものである。以下ではその具体例を示したい。

1) 逃走手配

文書群34は滋賀県警察部長から各庁府県警察部長に宛てたもので、「所在不明精神病者手配方之件」（34-a）と「精神病者所在不明者名簿 昭和十五年五月十八日現在」（34-b）から構成されている。

34-a

衛第一九八八号

昭和十五年五月二十日

滋賀県警察部長

衛生課長 印 課僚 印

各庁府県警察部長 殿

県下各警察署長

例文二依公報登載可然哉 印

所在不明精神病者手配方之件

昭和十五年五月十八日現在ニ於ケル本県所在不明精神病者左記ノ

通ニ有之候条相当手配相煩度（県下ハ嚴重手配ノ上発見ニ努メラルベシ）此段及通報（通達）候也

以上の文書34-aの文中にある「例文ニ依公報登載可然哉」はスタンプで、後から大分県警察部で押されたものである。逃走手配あるいは解除の文書には必ず押されており、恐らくこの情報は県の公報に掲載されるべきものだったと考えられる。また、文書34-aに添付された精神病者所在不明者名簿（34-b）は表3として示したが、患者の氏名、住所や逃走日時に加えて、「丈五尺四寸位 色白 顔長 一見好男子」という人相や着衣、「江州訛」などという方言の特徴も記されている。逃走手配は、精神病者監護法第5条²⁸にある監置患者が行方不明となった場合の行政庁への届出義務を受けたものと考えられるが、表3によれば監置患者だけではなく、（監置の必要はないが警察署が台帳で把握している）非監置患者も手配されている。

表3 精神病者所在不明者名簿 昭和十五年五月十八日現在

種別	所在不明 年月日	立廻先	本籍・住所・氏名・年令	人相・特徴	所轄署
非監置	明治三十一年 六月十四日	不明	本籍 滋賀郡○○村大字○○○○番地 住所 全所 福 ○ 竹 ○ 明治四年三月二日生	丈五尺三寸位 丸顔色黒目窪 其ノ他 不詳	堅田署
非監置	昭和六年 三月五日	不明	本籍 栗田郡○○村大字○○○○番地 住所 全所 ○ 部 ○ 一 郎 明治三十一年十九日生	丈五尺二寸位頭髪 五分刈顔丸目大 鼻隆色黒肉肥、口 大葉揃ヒ通称 茶歯又ハ茄子歯	草津署
非監置	昭和三年 六月二十六日	不明	本籍 野洲郡○○村大字○○○○番地 住所 全所 ○ 田 ○ 三 郎 明治十六年一月八日生	丈五尺四寸位、瘦形 面細長顔蒼白 目細鼻大ニシテ隆シ 口大 特徴 左利キ	守上署

非監置	昭和九年 十月一日	不明	本籍 伊香郡〇〇村大字〇〇〇〇 住所 全 所 岩 〇 三 〇 明治二十三年十二月二十五日生	丈五尺三寸五分位 顔長色白鼻隆 中肉頭髮丸刈り	木之本署
非監置	昭和十一年 十一月十日	不明	本籍 大津市〇〇〇〇〇番地 住所 全 所 〇 橋 〇 太 郎 明治四十年九月生	丈五尺六寸位中肉 丸顔、色白頭髮五 分刈 一見 好男子	大津署
非監置	昭和十三年 四月十六日	不明	本籍・住所 大津市〇〇町 〇 野 〇 吉 明治三十二年一月三日生		大津署
監置	昭和十四年 三月一日	不明	本籍 坂田郡〇〇村〇〇 住所 大阪府立中宮精神病院 澤 〇 〇 二 明治二十八年十二月六日生		醒ヶ井署
非監置	三十五、六年前	不明	本籍 栗田郡〇〇村大字〇〇〇〇 住所 全 所 古 〇 〇 男 明治十六年四月二十七日生		草津署
監置	昭和三年 八月十七日	不明	本籍 蒲生郡〇〇村大字〇〇〇〇番地 住所 全 所 〇 藤 〇 吉 明治二十八年二月十六日生	丈五尺二寸位肉肥 色白 其ノ他 並 江州訛	日野署
非監置	大正七年 八月十四日	不明	本籍 蒲生郡〇〇村大字〇〇〇〇番地 住所 不詳 福 〇 留 〇 明治二年十二月二十四日	丈五尺四寸位面長 色蒼白面長	日野署
非監置	昭和七年 十月二十四日	不明	住所 蒲生郡〇〇町大字〇〇 番地不詳 〇 田 〇 明治三十八年十月五日	人相特徴 不明	日野署
非監置	大正十五年 十二月十日	不明	本籍 東京府南多摩郡〇〇村大字〇〇〇〇 住所 蒲生郡〇〇村大字〇〇 高〇〇代方 〇 原 〇 三 郎 明治十二年六月二十四日生	人相特徴 不明	八幡署
非監置	昭和四年 十月一日	不明	本籍 伊香郡〇〇町大字〇〇〇〇 住所 全 所 澤 〇 〇 次 郎 明治三十七年五月六日生	丈五尺二寸位 色黒 丸顔	木之本署
非監置	大正元年 十月二十三日	不明	本籍 高島郡〇〇村大字〇〇〇〇 住所 全 所 本 〇 〇 三 郎 明治十一年十二月二十日生	丈五尺四寸位 色白 顔長 一見 好男子	大溝署

非監置	大正元年 十月二十三日	不明	本籍 高島郡〇〇村大字〇〇〇〇 住所 全 所 本 〇 〇 三 郎 明治十一年十二月二十日生	丈五尺四寸位 色白 顔長 一見 好男子	大溝署
非監置	昭和十五年 四月二十九日	不明	本籍 犬上郡〇〇村大字〇〇〇〇 住所 全 所 大 〇 〇 四 郎 当二十一年	丈五尺二、三寸 色白顔ヲ用フ 詰襟ノ黒小倉服 ニ黒ノ革靴ヲ穿ク	彦根署
非監置	昭和十五年 四月二十八日	不明	本籍 蒲生郡〇〇村大字〇〇 住所 全 所 〇 子 マ 〇 当二十六年	丈五尺位肥エ形 赤顔 着衣 水色事務服	八幡署
非監置	昭和十五年 四月中旬	不明	本籍 伊香郡〇〇町大字〇〇〇〇 住所 全 所 田 〇 ツ 〇 当四十三年	丈五尺位肉肥顔 稍丸 眉濃一見常 人風ニシテ美人型	木之本署

上記2番目の精神病者の生年月日は、「月」が欠損

2) 逃走手配の解除

文書群18は「精神病者逃走手配解除ニ関スル件」(18-a)のみで、長崎県警察部長から各庁府県警察部長等に出された逃走手配を解除したい旨の文書である。昭和15年3月29日に逃走手配の文書が出され、翌30日には発見されている。収容先の長崎市内から本籍地方面に逃走し、島原警察署で保護されたということだろうか。先の文書34-aと同様、以下の文書18-a中の「例文ニ依公報登載可然哉」はスタンプで後から押されたものである。

18-a

十五衛第一、三八七号

昭和十五年四月一日

長崎県警察部長

衛生課長 印 課僚 印

警視庁衛生部長殿

各庁府県警察部長殿

管下各警察署長殿

例文ニ依公報登載可然哉 印

精神病者逃走手配解除ニ関スル件

本籍長崎県南高来郡〇〇村大字〇〇 〇〇番地

住所長崎市竹之久保町市救護所内

監置精神病者 〇 田 〇 馬

齡三十四年

右ハ逃走所在不明トナリタル旨客月廿九日十五衛第一、三八七号ヲ以テ手配致置候処同月三十日午後十時頃管下島原警察署ニ於テ其ノ所在ヲ発見シタルヲ以テ直ニ身柄ハ長崎市竹之久保町市救護所監置室ニ収容致候條御手配解除相成度追テ管下ニ手配解除セラルベシ

まとめ

大分県公文書館が所蔵する『昭和十五年 監置精神病者に関する綴』は五百数十枚からなる書類の束である。88の文書群の内訳は、[1] 監置に関わる文書（55件）、[2] 厚生省関連の文書（14件、うち2件は欠落）、[3] 他府県からの文書（19件）と大別できる。

[1] の監置に関わる文書は、①監置許可（31件）、②監置患者死亡（18件）、③監置廃止（6件）に分類される。さらに①は私宅監置（23件）と病院監置（8件）とから構成されるが、異なる文書群の間で扱っている患者に重複があり、患者の実数は計23例（男19、女4）となる。医師の診断書、監護義務者と所轄警察署による監置許可願、県警察部の作成文書などには、監置を願うに至った状況や監置の必要性が書かれている。患者の平均像は、以下のとおりである。平均発病年齢は26歳、病名の大半は統合失調症圏（早発性痴呆、精神乖離症、精神分裂病）、発病から6年8ヶ月を経過して、32歳で監置が開始される。一方、②から死亡患者は18例（男16、女2）で、死亡例は病院監置にはみられず、すべて私宅監置であること、監置後6年4ヶ月の後、平均39歳で死亡

し、死亡の理由としてあげられているのは精神病を主とする疾病である。また、③の廃止は6例（男5、性別不明1）と少なく、いずれも監置開始から廃止まで1年未満である。文書の性格上、個々の患者の経過を追うことはできないが、監置精神病者の標準的な転帰を線で見るとすれば、26歳で発病、32歳で監置開始、39歳で監置中に死亡となる。

次に〔2〕の厚生省関連の文書は、厚生省から県に対する患者統計の調査依頼と県からの回答（案）、および月報の形で厚生省から大分県に送付された全国統計が主たるものである。前者について、大分県は佐藤脳病院（現在収容人員11）と別府脳病院（同46）をあげ、また公立監置室に2人が収容され、私宅監置室の収容者数を159人、と報告している（以上は厚生省予防局『昭和十五年一月一日現在 精神病患者収容施設調査』に反映）。一方、後者は、各道府県の公立および代用病院に収容されている毎月の患者数、退院者数、死亡者数を一覽で示したもののだが、大分県には公立精神病院および代用病院は存在せず、一覽の患者数は常にゼロである。一方「精神病患者私宅監置室ノ写真ノ件」で、厚生省は精神病患者監護法および精神病院法改正の資料として「私宅監置室中収容施設最モ不良ナルモノ」の写真送付を各府県に依頼した。大分県は私宅監置室の写真2枚と公立監置室（市有監置室、大分市上野）の写真3枚を用意している。

最後に〔3〕の他府県からの文書は、知事または警察部長から出された逃走手配（15件）およびその解除（3件）にほぼ限定される。患者の氏名、住所や逃走日時に加えて、人相や着衣、行動や方言などの特徴も記されている。逃走手配は、精神病患者監護法第5条にある監置患者が行方不明となった場合の行政庁への届出義務を受けたものと考えられるが、監置患者だけではなく、（監置の必要はないが警察署が台帳で把握している）非監置患者も手配されている。

〔謝辞〕 本研究をすすめるにあたって大分県公文書館、とりわけ次長・野田武志さん（現・大分県近現代資料調査センター）には多大なる理解と協力をいただいた。また、大分県近現代史研究会の方々にはさまざまな情報を提供していただいた。この場をかりて感謝したい。

[付記] 本研究はトヨタ財団2004年度研究助成（研究題目：精神病患者監護法下における監置患者の暮らしと地域社会 - 精神障害者の処遇・援助論再構築のための基礎的研究 -、研究代表者：橋本 明）の一環として行われている。

注

- 1 呉 秀三・檜田五郎：「精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察」『東京医学会雑誌』（1918），32（10），521-556/ 32（11），609-649/ 32（12），693-720/ 32（13），762-806.
- 2 橋本 明：「精神病患者私宅監置に関する研究 - 呉 秀三・檜田五郎『精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察』を読み解く - 」『愛知県立大学文学部論集（社会福祉学科編）』（2004），53，149-168.
- 3 精神病患者監護法 第九条
私宅監置室、公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ハ行政庁ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス。
私宅監置室、公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ノ構造設備及管理方法ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 4 例えば第7条には「精神病患者監護法第九条第一項ノ私宅監置ノ使用ヲ許可セントスルトキハ其ノ場所ニ臨検シ精神病患者監護法施行規則第八条ニ依リ其程度ニ応シ之ヲ許可シ其顛末ヲ知事ニ報告スヘシ」とある。ただし、この大分県の規定では監置室の構造までは決められていない。
- 5 凡例
 - 一、戸籍関係（戸籍謄本、戸籍抄本）の書類は資料から除外した。
 - 一、書類原本に記載されている事項は、活字・スタンプ・手書きに関わらず、すべてを読み込み入力した。ただし、県警察部・各警察署の受付印、文字修正の書き込みとそれに関わる訂正印、書類欄外に押されたスタンプの一部は、記載内容に重大な関連がない限り原則として省略した。
 - 一、患者およびその家族についてはプライバシーに配慮して、個人名や住所が特定できないように「○田○一」「○○村」などと表記した。
 - 一、人名・地名以外の旧字体は、原則として新字体に変更した。
 - 一、誤字・脱字が明らかな場合は、正しく書き直した（「看護義務者」は法的には「監護義務者」が正しい。しかし、恐らく「看護する」「義務者」という意味で「看護義務者」という言い回しも頻繁に使われていると思われ、敢えて訂正せずそのままにした）。
 - 一、判読不能の文字は□で表した。

- 6 別府脳病院：大分県内で最初の精神病院。明治31年に烏潟恒吉が外科の朝見病院として開院、その後、精神科に転換。cf. 山本紘世：「日本精神医学風土記 第4部 第10回 大分県」『臨床精神医学』（1994），23（13），1695-1703.
- 7 西川 修：明治42年生まれ。昭和8年、九州帝国大学医学部卒業。同大副手（精神病学教室）、宮崎脳病院（宮崎県）院長を経て、昭和14年、別府脳病院院長。昭和24年、阿波井島保養院（徳島県）院長、昭和30年、同退職。昭和51年死去。専攻は精神病理学。cf. 阿波井島保養院五十年史編集委員会：『阿波井島保養院五十年史』，1978.
- 8 注5でも述べているが、「看護義務者」は法的には「監護義務者」が正しい。しかし、恐らく「看護する」「義務者」という意味で「看護義務者」という言い回しも頻繁に使われていると思われ、敢えて訂正せずそのままにしている。
- 9 額額彌三：愛知県出身。兵庫県警察部長を経て、昭和14年7月17日、大分県知事就任。昭和16年1月7日、文部省社会教育局長として転出。cf. 河野満長編纂：『大分県警察史』大分県警察部，1943.
- 10 木本右之助：大分市出身。国東警察署長を経て、昭和13年8月1日、佐伯警察署長に就任。昭和15年12月16日、日田警察署長として転出。cf. 河野満長編纂：『大分県警察史』大分県警察部，1943.
- 11 精神病者監護法 第一条
精神病者ハ其ノ後見人配偶者四親等内ノ親族又ハ戸主ニ於テ之ヲ監護スルノ義務ヲ負フ但シ民法第九百八条ニ依リ後見人タルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス
監護義務者数人アル場合ニ於テ其ノ義務ヲ履行スヘキ者ノ順位ハ左ノ如シ但シ監護義務者相互ノ同意ヲ以テ順位ヲ変更スルコトヲ得
第一 後見人
第二 配偶者
第三 親権ヲ行フ父又ハ母
第四 戸主
第五 前各号ニ掲ケタル者ニ非サル四親等内ノ親族中ヨリ親族会ノ選任シタル者
- 12 項目番号の「二」の次が「四」になっているのは単なるミスと思われる。
- 13 大正12年5月26日付達衛第2500号に大分県の監置室構造の基準が規定されていたと考えられるが、この達は未だ見出されていない。
- 14 「衛生課長 印」の印は「滝」で、医学博士・瀧 愿のことである。昭和15年の『綴』の衛生課長印はすべて瀧のものである。瀧は昭和17年に『興亜の保健』（保健協会、大分市）という著書を出版している。
- 15 佐藤道雄：明治23年、大分県国東郡朝来村（現在の安岐町）に生まれる。医院の書生を経て、上京。明治42年、医師試験合格。昭和7年、「あつけ病」（大分県の山間部でみられ

- る風土病。発熱を主な症状とし、病原体はスピロヘータの一種)の病原体発見で九州大学より医学博士。昭和10年から12年まで、九大医学部精神科教室に入局、下田光造の指導を受ける。昭和12年、大分市中上市町に神経科・精神科の佐藤脳病院を開業。同年、市内南新町に移転し大分脳病院と称したが、県衛生課より県立病院と誤りやすいとの理由で再び佐藤脳病院へ改称。昭和38年、外来患者診察中に脳出血で亡くなる。cf. 佐藤道雄：『回想録』，1958. 高浦照明：「大分の風土病（一）」『大分合同新聞』（1960年4月25日夕刊）。
- 16 渡邊逸雄：大分県大野郡犬飼町出身。刑事課長を経て、昭和11年11月14日、大分警察署長に就任。昭和15年5月11日、地方事務官社寺兵事課長として転出。cf. 河野満長編纂：『大分県警察史』大分県警察部，1943.
- 17 「松号」とあるのは「松室」の間違いか。
- 18 例えば文書群41では、単身・無資産の患者で監護義務者が村長である事例を扱っている。文書41-aによれば、「患者ハ昭和十三年四月八日発病シタル精神乖離症ニシテ発病後別府脳病院ニ入院治療中ノ処最近病勢昂進シ暴行癖ヲ有シ危険極リナク加エテ適當ノ看護者ナキモノニシテ監置ノ外方法ナキモノト認メラレ 看護義務者ハ本人単独戸主ニシテ他ニ看護スベキ者ナク無資産ナル為同人居住地〇〇村長ニ於テ看護ノ義務ヲ負ヒ発病以来今日迄義務ヲ履行シ来リタルモノ」とある。
- 19 精神病者監護法 第六条
精神病者ヲ監置スルノ必要アルモ監護義務者ナキ場合又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル事由アルトキハ精神病者ノ住所地、住所地ナキトキ又ハ不明ナルトキハ所在地市区町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ監護スヘシ
- 20 例えば文書66-cの「屍体検案書」以下のとおりである。
東国東郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地
小 〇 哲 〇
明治三十七年十二月二十七日生
右ハ昭和十五年十月二十六日午後一時東国東郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地ニアル精神病者監禁舎ニ於テ死亡シタル屍ヲ東国東郡〇〇町国東警察署勤務大分県巡査岩崎君雄氏ノ命ニヨリ検案スルコト左ノ如シ
故小〇哲〇氏ハ一昨年十二月頃監禁シタルモノニシテ之一二ヶ月前迄ハ至リテ元気ナリシガ之一ヶ月前急ニ心臓悪シクナリ其際本医師診察シタルニ心臓弁膜病ヲ起シ居レリ依リテ服薬ナシツツアリシガ少シモ効果無ク服薬モ成サズアリシガ今朝九時頃死亡セリトノ報ニ接シ警察官共ニ往診シタリ其状態ハ左ノ如シ
全身蒼白浮腫全身厥冷耳朶背腰部ニ軽度ノ死斑全身ニ損傷無ク、眼、口唇ハ閉鎖シ、呼吸、心動、脈拍ハ絶止セリ依リテ周囲ノ状態ヨリ考案スルニ死後約四時間ヲ経過シタル心臓衰弱ヲ起シ死亡シタル屍体ナリト検案ニ及候也

東国東郡国東町大字鶴川

二百十四番地

昭和十五年十月二十六日 医師 野上 昱 太 郎 印

- 21 白松篤樹：静岡県出身。内務省都市計画課長を経て、昭和11年4月22日、大分県知事就任。昭和12年7月7日、休職。cf. 河野満長編纂：『大分県警察史』大分県警察部，1943.
- 22 いくつかの県における精神病患者監護法の施行手続などには、この種の名簿の様式が規定されているが、大分県のは未だ見出されていない。
- 23 小林明治：大分県下毛郡東耶馬溪村出身。経保課長を経て、昭和15年5月11日、大分警察署長に就任。cf. 河野満長編纂：『大分県警察史』大分県警察部，1943.
- 24 ちなみに、ほぼ同時期の昭和10年・11年の「完全生命表」によると、日本人の平均寿命は男46.92歳、女49.63歳であった。cf. 『国民衛生の動向』厚生統計協会.
- 25 「一」以下「例文ニ依り別表□□各警察署長ニ調査方示達相成可然哉」は、大分県警察部により手書きで後から書き加えられたもの。
- 26 吉田 茂：明治18年、大分県臼杵に生まれる。東大法学部卒。内務省、東京市助役などを経て、昭和15年1月、米内内閣の厚生大臣として入閣。その後、福岡県知事、軍需大臣（小磯内閣）などを歴任。昭和29年、死去。内閣総理大臣を務めた吉田 茂とは別人である。cf. 下中邦彦編：『日本人名辞典 現代』平凡社，1979.
- 27 文書43-bの予発第27号「精神病患者監護費ニ関スル調査其ノ他書類ニ関スル件」（昭和15年6月29日）によれば「曩ニ御提出相成候左記書類ハ当省今回ノ災害ニ依り焼失致候條至急再提出相煩度」とあり、精神病患者収容施設調査ノ件（昭和14年12月23日予乙第23号予防局長通牒）も再提出の対象になっていた。
- 28 精神病患者監護法 第五条
監置シタル精神病患者治癒シ死亡シ若ハ行方不明ト為リタルトキ又ハ其ノ監置ヲ廢止シタルトキハ七日内ニ行政庁ニ届出ヘシ